

(5) 主な貸付条件 (令和2年12月31日現在)

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
産業開発資金	沖縄において産業の振興開発に寄与する事業者を営む者	基準金利 0.70% 政策金利Ⅰ0.70% 政策金利Ⅱ0.50% 政策金利Ⅲ0.30%	1年以上10年以内 (特に必要と認めるときは30年以内)	3年以内 (特に必要と認めるときはこれを超えることができる)	所要資金の7割 (沖縄離島又は海外航路に係る就航船舶の建造又は改造、航空機の購入、発電設備等の取得、ガス製造設備・供給設備の取得に必要な資金は8割)
生業・教育・恩給担保資金	生業資金 沖縄において事業を営みかつ、住所を有する者	基準利率 1.56% 特別利率①1.46% 特別利率②1.21% 特別利率③0.96% 経営改善利率1.01% 基準利率1.68% 母子家庭等1.28% 教育離島 (教育一般資金) 0.78% ただし、その適用の限度は200万円。これを超える部分は1.68%	設備10年以内等 運転5年以内等 教育一般資金 15年以内 (一定の要件に該当する場合は18年以内) 沖縄人材育成資金 20年以内	設備1年以内等 運転6カ月以内等 在学期間以内	4,800万円等 教育一般資金 350万円 (一定の要件に該当する場合は450万円) 沖縄人材育成資金 教育一般資金とは別に200万円
教育資金	沖縄において住所を有する者で教育を受ける者又はその者の親族	母子家庭の母又は父子家庭の父 (教育一般資金) 0.38% ただし、その適用の限度は200万円。これを超える部分は1.28% 所得特例 (教育一般資金、沖縄人材育成資金) 1.28% 所得特例かつ教育離島 (教育一般資金) 0.38% ただし、その適用の限度は200万円。これを超える部分は1.28%			

(5) 主な貸付条件(令和2年12月31日現在)

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
恩給担保資金	恩給等の支給を受ける者	共済年金担保1.66% (貸付期間4年) 恩給担保等0.46% (貸付期間4年)	4年以内	なし	250万円以内(ただし、恩給等の支給額の3年分以内)
中小企業資金	国際物流拠点産業集積地域、産業高度化・事業革新促進地域内において事業を営む方	基準利率 0.81% 特別利率①0.46% 特別利率③0.30%	設備20年以内 運転7年以内	設備5年以内 運転3年以内	7億2,000万円
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方など	基準利率 0.81% 特別利率①0.71% 特別利率②0.46% 特別利率③0.30%	設備20年以内 運転7年以内	設備2年以内 運転2年以内	7億2,000万円
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	基準利率 0.81%	設備15年以内 運転8年以内	設備3年以内 運転3年以内	7億2,000万円
医療新築資金	沖縄において医療施設等を開設する者	0.21%	建築又は購入 (耐火)原則30年以内 (その他)原則20年以内	原則2年以内	(病院の場合) 原則7億2,000万円又は所要資金の7割のいずれか低い額(離島・過疎地域は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所要資金に80%を乗じた額を加算
甲種増改築資金		0.21%	増改築又は購入 (耐火)原則30年以内 (その他)原則15年以内	原則2年以内	原則7億2,000万円又は所要資金の7割のいずれか低い額(離島・過疎地域は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所要資金に80%を乗じた額を加算
乙種増改築資金		0.41%	増改築又は購入 (耐火)原則30年以内 (その他)原則15年以内	原則2年以内	原則7億2,000万円又は所要資金の7割のいずれか低い額(離島・過疎地域は10割) 土地取得資金は3億円を限度として所要資金に75%を乗じた額を加算

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
機械購入資金		1.01%	原則5年以内	原則6カ月以内	原則7億2,000万円又は購入価格の8割のいずれか低い額
長期運転資金		0.81%	原則3年以内	原則6カ月以内	原則15万円×病床数又は1,500万円又は所要資金の8割のいずれか低い額
生活衛生資金	生活衛生関係業者 生活衛生同業組合及び同 連合会等	基準利率 1.56% 特別利率①1.46% 特別利率②1.21% 特別利率③0.96% 経営改善利率1.01%	(1)一般設備貸付 13年以内等 (2)振興事業設備貸付 20年以内等	(1)一般設備貸付 1年以内等 (2)振興事業設備貸付 2年以内	(1)一般設備貸付 イ 会社及び個人 飲食店、理容業、美容業等 7,200万円 クリーニング業 1億2,000万円 クリーニング取次業 4,800万円 旅館業 4億円 一般公衆浴場業 3億円 興行場営業 2億円 サウナ営業 2億円 ロ 生活衛生同業組合等 1億5,000万円 ハ 生活衛生同業組合連合会 3億円 (2)振興事業設備貸付 イ 会社及び個人 飲食店、理容業、美容業等 1億5,000万円 クリーニング業 3億円 クリーニング取次業 4,800万円 旅館業 7億2,000万円 興行場営業 7億2,000万円 ロ 生活衛生同業組合等 2億1,600万円 会社及び個人 5,700万円 (クリーニング取次業4,800万円) 組合等 4,000万円 別枠9,000万円等
営業振興運転資金	振興計画の認定を受けて いる生活衛生同業組合の 組合員等	基準利率 1.56% 特別利率①1.46%	7年以内	2年以内	
振興事業運転資金	振興計画の認定を受けて いる生活衛生同業組合等 及び振興指針に係る指導 事業を行う生活衛生同業 組合連合会	基準利率 1.56%	7年以内	2年以内	

(5) 主な貸付条件(令和2年12月31日現在)

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
住宅資金 個人住宅資金	沖繩において自ら居住するための住宅を必要とする者又は親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外に住宅を必要とする者で借入申込年度の前年の「所得金額が600万円」以下の者 個人又は法人(地方公共団体、地方公社及び協会、公社を除く。)で、住宅を建設して賃貸する事業を行なう者	0.94%	35年以内	なし	限度額又は必要額×融資率のいずれか低い額 ・限度額 建物 1,780万円 土地 440万円 ・融資率 (住宅の建設費+土地又は借地権の取得価額)×50% 省エネ賃貸住宅及びサービス付高齢者向け賃貸住宅の建設の場合 (建設費+土地又は借地権の取得価額)×100% サービス付高齢者向け賃貸住宅の購入の場合 (購入費+土地又は借地権の取得価額)×80% 共用部分の改良を行う者 (共用部分の改良工事に要する費用×80%)又は(150万円×住宅戸数)のいずれか低い額 限度額又は必要額のいずれか低い額 ・限度額 建設及び購入(親族居住の場合は640万円加算) 土地あり 3,700万円 土地なし 2,700万円 補修 1,200万円
住宅改良資金	住宅の改良を行う者	(共用部分の改良を行う者) 宅地債券積立者 0.47% 上記以外0.67%	20年以内	なし	
災害復興住宅等資金	災害復興住宅の建設、購入又は補修等を行う者	自ら居住0.54% 上記以外0.25%	建設・購入 35年以内 補修 20年以内	建設・購入3年以内 (償還期間に含まない) 補修1年以内 (償還期間に含まない)	
財形住宅資金	自ら居住するための住宅を必要とする者で、財形貯蓄を1年以上行い、その残高が50万円以上あり、事業主等から負担軽減措置を受けられる者	住まいひろがり特別住宅以外 0.93% 住まいひろがり特別住宅 1.14%	新築住宅 35年以内 中古住宅 25年以内(優良中古住宅、優良中古マンション35年以内) 改良20年以内	なし	財形貯蓄残高の10倍に相当する額。ただし、4,000万円を限度とする。

資金種類	貸付の相手方	金利	償還期限	据置期間	貸付金額の限度
農林漁業資金 沖縄農林漁業経営改善資金	農林漁業を営む者等	0.20%	25年以内	10年以内	所要資金の8割（一部業種の規模拡大に関しては9割）の範囲内で個人、法人別等限度あり 当該年度の所要資金（公有牧野の場合には特例あり）
農業基盤整備資金	土地改良区等	災害0.16% 補助県営0.05% その他0.05% 非補助0.20%	25年以内	10年以内	個人3億円（特認6億円（ただし、負債整理にかかるとは限度額の1/5に相当する額）） 法人10億円（特認20億円又は30億円（ただし、負債整理にかかるとは限度額の1/5に相当する額））
農業経営基盤強化資金	認定農業者	0.16%	25年以内	10年以内	個人5,000万円 法人又は団体1億5,000万円
農業改良資金	農業を営む者等	無利子	12年以内	3年以内（要件によって） 5年以内となる特例あり	負債整理以外 所要資金の8割（要件によって別途限度あり） 負債整理 個人1,000万円 法人4,000万円 （要件によってこれらを超える別途限度あり）
経営体育成強化資金	農業を営む者	0.20%	25年以内	3年以内（要件によって） 5年以内若しくは10年以内となる特例あり	※貸付金額の合計額は、個人及び農業参入法人にあつては1億5,000万円、法人及び集落営農組織にあつては5億円を超えないものとする。
製糖企業等 農林漁業セーフティネット資金	製糖業者等 農林漁業を営む者	0.16% 0.16%	15年以内 10年以内（一部対象者は15年以内）	3年以内 3年以内	所要資金の8割 600万円（ただし、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合にあっては、年間経営費の12分の6又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額） （要件によってこれらを超える別途限度あり）